

一般財団法人さいたま市都市整備公社

常務理事候補者 募集案内

一般財団法人 さいたま市都市整備公社 総務課

TEL 048-645-4761

平成31年6月開催予定の理事会の日から執務予定

1 募集内容

一般財団法人さいたま市都市整備公社（以下「公社」という。）は、常務理事の候補者を募集します。職務の概要は以下の通りです。

募集区分	職務の概要	募集人数
常務理事候補者	理事会の方針等に従い、理事長を補佐し、公社の業務全般にわたり職員を指揮・指導・監督し、適正かつ健全な公社運営・経営を実現するため、業務改革・経営改革・意識改革を積極的に推し進めます。	1名

2 求める人材のイメージ

常務理事候補者	創造的で進化する組織づくりと健全経営を実現する為に、事業運営に必要な業務知識・業務経験と高度なマネジメント力を有し、経営改革に積極的に取り組み、率先垂範して組織をリードできる実行力、企画力、実務能力を兼ね備えた意欲的な人材を募集します。
---------	--

3 主な応募日程（詳しくは、次項以降を必ず参照のこと。）

◆受付期間（郵送又は持参）

平成31年3月13日（水）～平成31年4月12日（金）【必着】

※ 郵送の場合は、特定記録郵便により申し込んでください。

◆1次選考（書類選考） 平成31年4月中～下旬

◆2次選考（面接選考） 平成31年5月7日（火）～10日（金）【予定】

〈1次選考合格者のみ〉

※ 2次選考（面接選考）の日程は、変更することがあります。

4 応募資格

- (1) 次のいずれかの要件を満たす者とします。
- ア 日本国籍を有する者
 - イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- (2) 次のすべての要件を満たす者とします。
- ア 昭和30年4月2日以後に生まれた者
 - イ 平成31年6月開催予定の理事会の日から、公社において職務を遂行できる者
 - ウ 法人等において管理職などのマネジメント業務の経験を5年以上有する者又はそれと同等の経験を有する者
 - エ 公社の目的及び事業を理解し、適正かつ健全な公社運営・経営に貢献する意欲のある者
 - オ 公社が所有する企業等の情報を漏洩並びに自己又は第三者の利害関係のために使用することがなく（常務理事の退任後も含む。）、公平性、平等性及び透明性を持って業務を遂行できる者
 - カ 公社役員在任中、営利を目的とする法人若しくは団体の役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）となり、又は自ら営利事業に従事することがない者
- (3) ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。
- ア 破産者、成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 物品の製造若しくは販売若しくは公社の事業に関連する業務の請負を業とする者で、公社と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - エ 公社が所有又は管理する施設を使用して事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - オ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に該当する者

（役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

5 提出書類

様式は、公社ホームページ (<http://www.saitama-toshiseibi.or.jp>) からダウンロードして頂くか、若しくは公社事務所（総務課）においても配付しています。

- (1) 申込書（様式1）・受験票（様式2）
 - ・ 所定の様式（別紙様式1及び2）を使用してください。【他用紙は不可】
 - ・ 申込書記入要領に従って記入のうえ、写真（縦4cm×横3cm・カラー・モノクロは問いません。）を必ず貼付してください。
- (2) 小論文（様式3）
 - ・ 所定の様式（別紙様式3）を使用してください。【他用紙は不可】
 - ・ 課題に沿って、応募者本人が自筆又はパソコン等により、1,000字から1,200字程度で作成してください。
- (3) 受験票返信用封筒
 - ・ 「長形3号」封筒に切手242円分（郵便料金82円+160円）【特定記録郵便】を貼付し、あて先に応募者の郵便番号、住所、氏名を記入してください。
- (4) 1次選考結果返信用封筒
 - ・ 「長形3号」封筒に切手242円分（郵便料金82円+160円）【特定記録郵便】を貼付し、あて先に応募者の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

6 申込方法

- (1) 受付期間 平成31年3月13日（水）～平成31年4月12日（金）【必着】
 - (2) 申込先 本募集案内の **10 問い合わせ・応募申込先** の宛先に郵送又は持参してください。
 - ア 封筒の表面に「**常務理事候補者選考申込書在中**」と**朱書き**し、裏面には応募者の住所、氏名を必ず記入してください。
 - イ 前項の提出書類「(1)申込書・受験票」、「(2)小論文」、「(3)受験票返信用封筒」、「(4)1次選考結果返信用封筒」を同封してください。
- ※ 郵送の際は、必ず特定記録郵便により申し込んでください。普通郵便で申し込まれた場合の事故については、責任を負いません。
- ※ 持参の場合は、平日の9時～12時、13時～17時の間にお願い致します。
- ※ 受付期間を過ぎて提出された書類等は、理由の如何を問わず受理できません。また、記載事項の不備や提出書類の不足等がある場合も受理できませんので注意してください。
- ※ 提出された書類等は返却しません。
- ※ 受験票は郵便で送付します。平成31年4月17日（水）までにお手元に届かない場合は、**10 問い合わせ・応募申込先**まで、ご連絡ください。
- ※ 申込書に記載された個人情報、選考試験に関する事務以外の目的には使用しません。

7 選考方法等

1次選考	平成31年4月中～下旬 ・書類選考（申込書類及び小論文審査）
------	-----------------------------------



1次選考 合格発表	平成31年4月26日（金）までに、各応募者に郵送で通知します。
--------------	---------------------------------

上記通知期限から5月6日（月）まで、1次選考合格者受験番号を公社ホームページに掲載します。【ホームページアドレス：<http://www.saitama-toshiseibi.or.jp/>】



2次選考	平成31年5月7日（火）～10日（金）【予定】 ・面接選考会場 さいたま市大宮区錦町682番地2 大宮情報文化センター（JACK 大宮）6階 一般財団法人さいたま市都市整備公社 会議室 ※ 面接に必要な交通費については、各自でご負担下さい。 ※ 日程及び面接会場は変更することがあります。1次選考に合格された方には、別途日程等をご案内いたします。
------	--



2次選考 合格発表	平成31年5月29日（水）までに、2次選考受験者に郵送で通知します。
--------------	------------------------------------

上記通知期限から1週間〔6月4日（火）〕まで、2次選考合格者受験番号を公社ホームページに掲載します。【ホームページアドレス：<http://www.saitama-toshiseibi.or.jp/>】

※ 選考は、公社役員候補者選考委員会で行います。選考の結果、適任者なしと判断する場合があります。

※ 上記の通知は、郵便事故などにより延着や未着の場合もありますので、可否は公社ホームページで確認して下さい。なお、電話等での可否の問い合わせにはお答えできません。

8 合格から役員就任まで

- (1) 合格の通知後、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (2) 合格者は、公社の常務理事の候補者となり、平成31年6月開催予定の評議員会において「理事」に選任され、その後開催の理事会において「常務理事」に選定された場合に、正式に常務理事に就任することとなります。
- (3) 候補者として内定後又は常務理事就任後、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになった場合には、内定の取り消し、又は理事会、

評議員会において解任となります。

9 任期、報酬等

- (1) 常務理事の任期は、選任日から平成33年6月開催予定の定時評議員会の終結の時まで（概ね2年間）です。

ただし、評議員会及び理事会において、任期中の業績、能力が優れていると判断された場合には、更に1期（概ね2年間）再任されることもあります。また、常務理事として能力、資質が不適格と判断された場合には、任期途中で解任される可能性もあります。

常務理事については、65歳に達した日の事業年度の翌年度に開催する定時評議員会終結の時をもって任期満了となります。

- (2) 公社規則に基づき、報酬、通勤手当、賞与（現行2.3ヵ月分）が支給されます。

職	報酬月額
常務理事	304,000円

※公社規則の改正により改定する場合があります。

- (3) 退任時の退職手当はありません。

- (4) 執務時間

役員であることから執務時間、休暇の定めはありませんが、基本的には月曜日から金曜日の間は、常勤役員として執務していただきます。

- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金保険 等

- (6) 執務地 さいたま市大宮区錦町682番地2
大宮情報文化センター（JACK大宮）6階
一般財団法人さいたま市都市整備公社

10 問い合わせ・応募申込先

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682番地2
大宮情報文化センター（JACK大宮）6階
一般財団法人さいたま市都市整備公社 総務課
電話 048-645-4761 FAX 048-645-2775
E-mail soumu@saitama-toshiseibi.or.jp

11 その他

公社の概要、事業計画、事業報告等は、ホームページに掲載していますので、そちらをご参照ください。【ホームページアドレス：<http://www.saitama-toshiseibi.or.jp/>】